

第2回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成27年4月23日（木）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第5会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明。また、新たにメンバーとして出席する方の紹介。資料説明及び進行説明。

2 市長あいさつ（市長発言要旨）

今年の逗子海岸海水浴場（以下「海水浴場」という。）の運営については、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する施行規則で定めている海の家の営業時間、音楽の扱いについて方針を決定した。

今年の海の家の運営ルールは、まず、海開きから7月末までの約1ヵ月間、試行的に音楽については逗子海岸営業協同組合（以下「海岸組合」という。）が提案している出力が小さく重低音を発生させないスピーカーを使用することで近隣に迷惑のかからない形であれば、BGMのみを認めることとする。

また、営業時間については、7月末までの間は、18時30分終了を原則としつつ、ファミリービーチとしての活性化のためにふさわしいイベント（以下「イベント」という。）を観光協会が中心となって実施する場合は、土日を中心に市長が内容について妥当と認めた日について、20時までの営業の延長を試行的に認めることとする。

次に8月以降については、7月下旬に地元住民との意見交換、そして、検討会を開いて、7月の状況を地元住民の方々や検討会の各メンバーの皆さんに評価していただき、海岸組合がルールを遵守し、安全で快適な海水浴場として適正に運営されているかどうかを見極めた上で、営業時間について20時を限度として、市として決定することとする。もし、海岸組合のルール遵守が徹底されない、あるいは治安が悪化した場合は、昨年同様の措置を含め、改めて検討することとする。

3 議題

(1) 海の家の音楽及び営業時間の試行的実施について

・営業時間について

- 現状維持を希望する。営業時間を延長することで飲酒した利用客が近隣に迷惑をかける可能性が高まり、それを危惧している。また、逗子海水浴場のあり方検討会（以下「あ

り方検討会」という。)で行ったアンケートにてマナーアップ警備員の21時までの時間延長と街灯の増設を条件に20時までとしており、治安の面で安心して夕涼みが出来れば延長してもいいと考えている。

- マナーアップ警備員については21時まで配置しており、海岸組合としても協力をしてパトロールを行い努力するという話を聞いている。街灯の増強は沿道については難しいと考えているが、海岸については海の家営業時間を延長することにより、灯りに照らされて人目がつく状態になると考えている。(市長)
- 現状維持を希望している。営業時間の問題がなし崩しにならないか心配しており、あり方検討会のアンケートでも20時以降に延長していいという意見は27.7%しかおらず、延長しても19時半までという意見が約73%であったということを尊重してもらいたい。海の家が法的に認められているのは、海水浴客のための利便施設としての例外的なものであり、遅くまで飲酒をして楽しむという事が法的に想定されていない上、海水浴場設置者である逗子市は17時までと設定しているため、20時となればその設定から3時間の延長となるため、到底認められない。ただ、7月の試行的なイベントの実施については問題ないと考えている。
- 土日を中心としたファミリービーチにふさわしいイベントを観光協会が中心となって企画するものの中で市長がふさわしいと認めたものと平成27年4月4日のまちづくりトークでは話があったはずだが、今回の資料にファミリービーチにふさわしいという文言や土日を中心としたという表現が抜け落ちている。なし崩し的に営業時間の延長がなされないか心配しており、試行的に行うのであれば、土日に限定すべきと考える。
- ファミリービーチにふさわしいということが前提となっており、意識的に外しているものではない。また、土日中心ということには変わりなく、平日にもふさわしいイベントがあれば許可しないわけではないということである。また、現在は平日のイベントは特に上がっていない。内容についてはずし呑みやハワイアンのイベント、光のイベントなどを土日に行うことを考えている。家族連れに楽しんでもらおうと考えている。(市長)
- 住環境に迷惑をかけないようにして、夜まで営業時間を延長して海水浴場を運営することはいいのではと考える。
- ファミリービーチという定義は小さい子どものいる家族だけでなく、壮年の家族も含まれると考えている。海の楽しみ方が時代に合わせて変わっていく中で、新しい取り組みは必要と考える。安全の確保のみに意識が集中して、逗子が寂れていくことは避けたい。
- 7月が海水浴場開設期間の中心と考えており、8月に方向性を決めてもメディア等の影響が遅くなり、8月の効果が期待できないのではないかと。
- 8月の方向性を早めに打ち出さないと効果が限られるという意見について一理あると思うが、7月中旬だと最盛期に入る前であり、最終的な判断を行えないと考えており、7月末での判断が妥当と考えている。(市長)
- 逗子の活性化には賛成するが、逗子海岸の夜でないと活性化できないわけではない。近

隣住民は多大な被害を受け続けてきたこともあるから、県のガイドラインの「特に海水浴場の開場時間終了後に営業することにより、周辺環境や風紀に関して、組合や関係行政機関と地域住民から苦情や要望が寄せられている場合、その恐れがある場合に営業終了時間を早めること」とあることを尊重してもらいたい。

- 現状維持を5年してもらいたい。逗子市新宿の住民は10年間我慢してきたが、市に苦情を言っても聞いてもらえなかったと聞いている。また、シンプルなルールにしないと来場客が混乱してしまう。
- 試行的実施に賛成。あり方検討会のアンケートの際は海岸組合の今後の運営などが具体的に表示されていなかったため、20時という案に賛成できなかったが、体制が分かってきたことに加え、試行的実施のように段階的な進め方はいいと感じている。
- 市長の提案に関して、海岸組合も努力をしてもらい、それでもダメなら戻すという選択肢もうまく活用して歩み寄れればと思う。現状のままで海岸組合がなくなり、海の家がないことで逆に無秩序な状態に陥る危険性もある。
- 17時に海水浴が終わった後、便利施設としての十分な時間もないまま営業を終了しなければならないこともあり、そういった意味でも少しでも延長していただくことは助かる。海岸組合としても安全・安心を大前提として運営していく。(海岸組合)
- 資料における営業時間の表記について、原則18時半であるにも関わらず、始めに20時と記載しているのはおかしいので修正してもらいたい。
- ◆ 事務局が修正することとなった。

・海の家の音楽について

- 10年間是正するよう訴え続けてきて、ルールが守られてこなかったにも関わらず、何を以て確実に守れると考えているか。
- スピーカーの出力を大きな音の出ないアンプなどに限定し、重低音を出さないようにして、近隣に迷惑をかける音を発生させないことと設置場所に工夫を行い、外に漏れないような技術的な対応は可能と考えている。海岸組合からも全体にしっかりと守らせるとの話も聞いているため、問題ないと考えている。(市長)
- 海岸組合が自分たちでスピーカーを用意するものか。市の予算で行うべきものではない。また、スピーカーについては市長が確認して、許可するのか。
- 過去にも拡声器を海に向けて、70デシベルに抑えるよう再三言ったにも関わらず、守られなかったため、組合全体で守られるか懐疑的である。
- 海岸組合でスピーカーは用意すると想定している。スピーカーについてはしっかり市で確認して、妥当であれば許可をする。(市長)
- 風向きによっても聞こえる時と聞こえない時があると思うが、デシベルなどで判断するのか。
- アンプそのものに基準をつくる。(市長)

- 守らなかった場合の対処はどうか。また、イベントでもアンプなどの基準が適用されるのか。
- ルールを守る体制・仕組みをこれからより細かく作成する予定である。(海岸組合)
- 海の家音楽についても7月末までを経てダメであれば元に戻すということもある。イベントについては海の家音楽の話とは切り離して考えてもらいたい。市で許可して行う際には盛り上げるためにもBGMは必要なものと考えている。海開きの際にもスピーカーの使用は検討している。(市長)
- 最後に市長から。(座長)
- 非常に率直な意見をいただきありがとうございました。意見交換会で地元の切実な思いを聞いた。海岸組合も体制を整えて臨むと言っており、行政としてもこれを成功させる義務があるため、治安を維持しながら、逗子海水浴場の活性化を皆さんに喜んでもらえるように努力していきたい。逗子の魅力を市民・事業者・行政全体で力を合わせていきたい。試行的に行うということでは不安もあるかと思うが、ご理解いただきたい。ルールの具体的な対応についても運営検討会で意見をいただきながら、近隣に迷惑をかけない海水浴場の設営から撤去までの体制を築ければと考えている。(市長)

(2) 2015年度の逗子海水浴場ルールについて

- ◆ 現時点での海水浴場事業者・利用者ルール(案)について、事務局より変更点を説明。
- ◆ 座長から海水浴場事業者・利用者ルール(案)についての意見を事前提出者に説明するよう指示。
- 建設期間と解体期間について、期間中に本来の用途でないレジャー行為を行う事業者がおり苦情が多いため、禁止事項に明記しておきたい。
- ◆ 反対がないため、そのまま明記することに決定した。
- 車の乗り入れ、搬入・搬出に関する事項に、土・日・祝日の海岸入口に警備員を配置することとあるが、海岸組合として可能か。(座長)
- 去年は海岸中央の通路に配置した。(海岸組合)
- 海岸西浜の乗入れにおいて、国道134号線から砂浜に繋がるスロープの車止めについて海岸組合に毎日戻すよう言っているが、守られておらず、24時間外れている状態になっている。工事車両の出入りがあると危険を伴うため、注意してほしい。
- 海岸中央は対応していたが、海岸西については対応できていなかったため、気を付けるようにする。開け閉めを行うこと自体も事故の危険を伴うため、何か手段があるか検討する。
- 国道134号より資材の搬入搬出を行う際の警察の許可はどう確認をしていくものか。
- 早朝や深夜に作業を行っているが、作業自体よりもその作業で使用する無線や作業員の声が苦情として出ている。昼の時間帯に行く、別の搬入方法をとるといった方法に変更するしかないと考えるが、警察の許可の関係もあるため、難しい。

- 建設期間自体を守れていない店舗が見受けられるため、どう義務付けを行っていくか協議してもらいたい。
- 重機の作業について、警備員を配置することを明記したい。
- 重機という表現からクレーン車などの表記に訂正して進めるのが妥当と考える。(座長)
- 県のガイドラインにはクラブ化の禁止にライブハウスの禁止の意図も読めるが、鎌倉市では可能となっていることを踏まえ、逗子はその旨を明記して確実に禁止と分かるようにしたい。イベントとしてでなく、営業形態として明記したい。
- 騒音対策にて、海水浴客に対しても海の家が騒音対策を行う旨を明記したい。
- ◆ 反対がないため、そのまま明記することに決定した。
- 駐車場代わりに砂浜を利用するケースが見受けられるため、荷物の積み下ろしに限り車の乗り入れを認め、それ以外は浜への車の乗り入れをしないように明記したい。それ以外の理由があるのであれば、それもルールに明記した方がいいと考える。
- 許可書をフロントガラスに張って、ゴミ・荷物の積み下ろし・工事の用途で入っている。それ以外の理由については調べた上で回答したい。(海岸組合)
- 海岸への乗り入れ時間を営業時間終了までと明記したい。
- 何故、海岸への乗り入れ時間が案のおり必要かということ資料として作成するなどして、説明する。他については明記しても問題ないと思う。(海岸組合)
- 国道 134 号線に駐車して荷物の積み下ろし等の作業を禁止することを明記したい。警察に言っても減点対象とならないため、ルールにも明記して海岸組合が注意出来る体制に整えたい。
- 車の乗り入れ時間については海岸組合に改めて説明をしてもらうが、他については海岸組合から明記しても問題ないという意見ももらっているため、その通り進める。(座長)
- ◆ 座長から次の事前提出者に具体的指摘事項についての説明をするよう指示。
- ルールの基本事項にある目的の文末が「ルールを定める。」となっており、目的の説明になっていない。
- ◆ 事務局が修正することとなった。
- 基本事項にある協議関係者の表記が目的にも載っており重複するため、削除すべき。
- 基本事項にある「4. ルール遵守」と「5. ルール等の周知徹底」についてルールが重複しているため、表現として違和感を感じる。
- ◆ 事務局が「5. ルール等の周知徹底」の表記について修正することとなった。
- 基本事項はあくまで序文として載せているため、全て網羅しておかないと理解してもらえない可能性があるため、載せるべきと考える。
- 9時から17時までなのは遊泳時間であり、海水浴開設時間ではない。
- ◆ 事務局が修正することとなった。
- 陸上警備について、マナーアップ警備員はシンボルロードに配置して、ライフセーバーに海水浴場のマナーアップ警備の協力をさせるように検討すべき。

- 市民メリットの項目を入れるべき。砂浜では飲酒やBBQができないのに海の家ではできる状況となっており、市民の税金で海水浴場を開いているのであれば、市民が利用できるスペースを作るべき。それができないなら、利用制限となる海水浴期間そのものを短くしてもらいたい。

(3) その他

- 市は合同パトロールを今年も考えているか。
- ◆ 合同パトロールを実施することは考えているが、前年と同じ頻度になるかは未定である。海岸組合とも協力してパトロールしていきたい。
- パラスルの事前展開について、県のガイドラインと逗子のルールで異なっていることと、海岸組合の事務局体制と業務の項に海岸組合にしか通報先がないことを問題提起したい。海水浴場の設置者である逗子市が受けるべきである。
- ◆ 次回の運営検討会は5月14日14時30分から開催することとなった。

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		相澤 京子	
			深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 譲	
	逗子市中央商店街連合会	会長	桐ヶ谷 寛	
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿町内会	暫定再生委員会 委員長	石井 康生	(代理) 東海 邦彦
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	
	逗子6丁目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	メンバー未推薦		(代理) 森川 順二
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	森本 博和	
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	高松 良二	
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	(代理) 副主幹：長谷川英樹
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	徳永 義宏	(代理) 主査：高橋径子
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	

事務局

所 属	職 名	氏 名
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎